

公官總第846号
令和7年10月29日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

公正取引委員会事務総長
岩成 博夫



令和7年10月10日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「公正取引委員会ホームページの記載内容について外部から電話での問合せがあった場合、どのような対応をすることになっているかが分かる文書（最新版）」との請求に係る文書

2 不開示とした理由

公正取引委員会ウェブサイトに掲載されている内容に関する問合せへの応答については、当該掲載内容に係る業務を所管している担当課室において、個別の問合せに即して適切に対応することとされています。このため、その対応方法を明らかにしたマニュアル等の文書は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書は存在しないため、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公正取引委員会委員長に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。審査請求書を提出する場合は、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の規定により、正副2通を提出してください。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 担当課等

公正取引委員会事務総局官房総務課総務係

TEL : 03-3581-5471 (内線 1141)